



保育園・認定こども園 における危機管理

2021年10月25日
上八丁堀法律事務所
弁護士 久保 豊年

危機管理の基本

1 事件・事故の予知と予測

●保育施設での事故の特徴

- ①子供は身体機能が未熟で判断能力が乏しく、突発的事故が起きやすい。保育士にも予見が難しく近くにおいてもコントロールしにくい。
- ②様々な事故の形態があり得る
(転倒、誤飲、交通事故、熱中症、子供同士のトラブル、個人情報、等々)
- ③事故関係者同士が赤の他人ではなく、友人知人など人間関係がある場合も多い

危機管理の基本

1 事件・事故の予知と予測

- 保育事故を全て無くすことは難しく、
いつでも起こり得ると認識すること
- 事故予防と事前のリスク管理を行う
必要

危機管理の基本

1 事件・事故の予知と予測

●情報収集の重要性

(過去の事件・事故の発生例・原因・対応の学習)

→ 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」 (内閣府HP)

●園内での情報の共有化

(ヒヤリ・ハット事例の報告)

危機管理の基本

2 事件・事故の回避

- 園児それぞれの体調や動静の把握
- 日頃からの施設・設備に関する定期的点検
- 保護者、地域との連携・協力・相互理解
- 危機管理意識
(ちょっとした変化への問題意識をもつ)

危機管理の基本

2 事件・事故の回避

- 事件・事故の危機管理マニュアルの作成
 - 最悪の事態を想定して作成する
 - 応急処置
 - 緊急時の責任者、職員各人の役割の確認
 - 緊急時の連絡体制、連絡先の確認
 - 事故状況の記録
 - ただ作成するだけでなく職員に周知、理解してもらう

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」 （内閣府HP）

危機管理の基本

2 事件・事故の回避

- 職員で事件・事故発生を想定した検討会・シミュレーションを行ってみる
- 職員間の報告、連絡、相談の習慣化

危機管理の基本

3 事件・事故への対応

- 被害を最小限に食い止める
- 園児の安全を最優先に

危機管理の基本

3 事件・事故への対応

- 被害者保護者への迅速な説明及び意思の尊重
- 相手との面談、相手の言い分を遮らず傾聴することの重要性
- 職員個人の判断での対応はなるべく避ける
- 職員間の情報の共有化

危機管理の基本

3 事件・事故への対応

- 職員間の情報の共有化
- 迅速かつ誠実な情報開示
- 個人情報、プライバシーへの十分な配慮

危機管理の基本

3 事件・事故への対応

●保護者等への対応

（緊急保護者会の開催：園からの情報発信（憶測、風評の拡散防止）（何故開催し、何をどのように伝えるか明確な方針をもって臨む）

●迅速かつ誠実な情報開示

●個人情報、プライバシーへの十分な配慮

危機管理の基本

3 事件・事故への対応

●報道機関への対応

- ・ 公開できる情報とできない情報を区別し、誠実に対応
- ・ 多くの取材が予想される場合は園児・保護者・園への混乱防止のため取材方法について申し入れしたり、別途記者会見を行うなどする
- ・ 予想される質問には統一的な回答を用意しておく)

危機管理の基本

4 事件・事故の再発防止

- 事件事故の発生原因を様々な角度から分析し、職員間で共有化する

保育事故の責任

1 道義的・社会的責任

法的義務と対比されるもの

子供を預かっていた保育者として
責任を感じ申し訳なく思う心の問
題

謝罪すべきか否かの問題

世間的な評判

保育事故の責任

2 行政上の責任

許認可等を行う行政からの処分
(指導、改善命令等)

保育事故の責任

3 刑事上の責任

- 業務上過失致死傷罪、保護責任者遺棄罪など
- 責任を問われる対象は、保育士、園長などの個人

保育事故の責任

4 民事上の責任

- 金銭的な損害賠償責任

- 責任を問われる対象は、組織としての保育サービス事業者（法人）や、保育士、主任、園長、役員などの個人

保育事故の責任

4 民事上の責任

●責任の種類

①不法行為責任

故意または過失により、相手の身体、生命、財産その他の利益に損害を与えたことに対する賠償責任

<不法行為責任の特別な類型>

- ・ 使用者責任
（不法行為を行った者を使用する者の賠償責任）
- ・ 工作物責任（施設、設備などの欠陥に基づく賠償責任）
- ・ 責任無能力者（幼児など判断能力の無い者）の監督義務者等の責任

保育事故の責任

4 民事上の責任

●責任の種類

②債務不履行責任

保育サービス事業者と子ども（親権者）との、保育サービスの提供契約に基づいて、保育サービス事業者が負う契約上の賠償責任

保育事故の責任

4 民事上の責任

●責任の有無・程度

- 安全配慮義務
- 過失
- 過失相殺

保育事故の責任

4 民事上の責任

●賠償額

- ・内容

治療費、入院雑費、交通費、逸失利益、慰謝料等

- ・高額となるため、保険加入は必須

保育事故の責任

4 民事上の責任

●賠償額

逸失利益（一例）

3歳男子の例（令和2年4月1日以降の事故）

・死亡逸失利益

$$5,459,500 \times (1-0.5) \times 16.3686 = 44,682,185 \text{円}$$

（令和2年賃金センサス男子学歴計全年齢平均の年収 × 生活費控除率
× ライフニッツ係数）

・後遺障害（9級）逸失利益

$$5,459,500 \times 0.35 \times 16.3686 = 31,277,530 \text{円}$$

（令和2年賃金センサス男子学歴計全年齢平均の年収 × 労働能力喪失率
× ライフニッツ係数）

保育事故における各種事例

1 熱中症事故

＜市立保育所に入所中の児童が保育所内で熱中症で死亡した事故について、保育士に重大な過失があったとして市の国家賠償責任が認められた事例＞

(さいたま地判平成21年12月16日・判例時報2081・60)

- ・ 保育者の負うべき園児の動静把握義務
- ・ 被害者遺族に対する対応のまずさ
(慰謝料額で考慮)

保育事故における各種事例

2 誤嚥事故

<隣室で作業中で気づかずに、乳幼児が吐瀉物で窒息死した事故について、保育所側に監視義務違反があるとして損害賠償責任が肯定された事例>

(千葉地判平成5年12月22日判決・判例時報1516・105)

- ・ 保育者の負うべき注意義務
(乳幼児の監視義務)

(※誤嚥事故で監視義務違反を認めなかった事例：

東京地判平成4年6月19日・判例時報1444・85)

保育事故における各種事例

3 睡眠中の事故

① くうつぶせで寝かせた後、注視義務を怠ったとされた2つの事例 >

(那覇地判平成25年4月30日・LLI/DB判例秘書登載)

(福岡高判平成18年5月26日・判例タイムズ1227・279)

- ・ うつぶせの態勢で寝かせたことにより、布団等に顔がうずまったり、窒息の危険があるなど大変危険であり、乳児の顔色が見にくく急に具合が悪くなっても気づきにくい

保育事故における各種事例

3 睡眠中の事故

② < 6人の乳幼児を1つの大人用ベッドに寝かせながら、その動静を注視すべき義務を怠ったとされた事例 >

(千葉地裁平成4年3月23日判決・判例時報1443・133)

- ・ 0歳から3歳までの乳幼児6人を一つの大人用ベッドに寝かせるという、それ自体極めて危険な保育を行っていた

保育事故における各種事例

3 睡眠中の事故

③ < 睡眠時無呼吸状態となり障害が残った事案で保育者の責任を認めなかった例 >

(横浜地裁川崎支部平成26年3月4日判決・判例時報2220号84頁)

保育事故における各種事例

4 やけど事故

＜保育園内における保育園児の火傷事故につき、熱湯入りのバケツを運搬していた保育士に、重大な過失があつたとされた事例＞

(盛岡地裁一関支部昭和56年11月19日判決・判例タイムズ460・126)

- ・ 事故を防止するために保育者に求められる、事故発生を予測すべき義務（予見義務）と事故発生を回避すべき義務（結果回避義務）

保育事故における各種事例

5 遊戯中の事故

- ① 幼稚園の昼食終了後、幼稚園ホールで友達と遊んでいて、ホール内に置いてあった移動式舞台に顔面を強打した事故について、幼稚園に対する損害賠償請求を認めた事例 >

(東京地裁平成19年5月10日判決LLI/DB判例秘書登載)

- ・ ホール内には移動式舞台や平均台等が置いてあり、ホール内で園児らの遊びを見守っている教諭がいなかった。

保育事故における各種事例

5 遊戯中の事故

② ＜幼稚園児の保育中の遊戯の際に転倒して負傷した事故について、幼稚園の担当教員及び経営者に対する損害賠償責任を認めなかった事例＞

(東京地裁平成19年5月29日判決LLI/DB判例秘書登載)

- ・ 遊戯中の転倒による負傷について、転倒回避義務の違反、危険物等を排除しておく義務の違反、人員配置義務の違反の主張がされた

保育事故における各種事例

6 交通事故（踏切事故）

< 保育園児の電車踏切事故死について 引率の保育士に過失があるとされた事例 >

（京都地裁昭和46年12月8日判決・判例時報669・89）

- ・ 園児を引率し踏切を横断する際に保育士に求められる注意義務

保育事故における各種事例

7 遊具等による事故

- ① 市立保育園で帰宅前の園児が滑り台の周りにカバンの紐を引っかけて窒息死した事故につき市に対する損害賠償請求が認容された事例 >

(松山地裁昭和46年8月30日判決・判例時報652・69)

- ・ 施設、設備（滑り台）の欠陥（営造物の設置又は管理の瑕疵）が問われた事例。欠陥とは、「通常の利用者の判断能力や行動能力、設置された場所の環境などを具体的に考慮して、物が本来備うべき安全性を欠いている状態をいう」
- ・ 保育士の注意義務違反

保育事故における各種事例

7 遊具等による事故

② ＜危険な用水路を放置して事故が発生したことについて、園の管理者や教諭の責任が認められた事例＞

(千葉地裁平成20年3月27日判決・判例時報2009・116)

保育事故における各種事例

8 子どもによる傷害

<保育園内において園児が同僚の園児から板切れを投げつけられて受傷した事故につき、同園の園長および加害園児の親権者に監督義務者としての損害賠償責任があるとされた事例>

(和歌山地裁昭和48年8月10日判決・判例時報721・83)

- ・ 子どもの責任能力
- ・ 保育園園長の代理監督義務者としての監督義務
- ・ 親権者の法定監督義務者としての監督義務
- ・ 両者の義務の関係（保育園に責任があるときは親権者は責任を免れるか）

保育事故における各種事例

8 子どもによる傷害

Cf. < 11歳の未成年者が校庭のゴールに向けてフリーキックの練習をしていてサッカーボールを蹴ったところ、ボールが校庭外道路へ転がり出ていき、道路をバイクで走行していた被害者がこれを避けようとして転倒して負傷、その後死亡したことから遺族が、その親権者に損害賠償請求をしたが認められなかった事例 >

(最高裁平成27年4月9日判決・裁判所HP掲載)

- ・ 責任能力のない未成年者の親権者の監督義務について、従来非常に認められにくかった親権者の監督義務を尽くしたことによる免責の判断が緩和される余地が生じた

近年の特徴的な危機管理

1 モンスターペアレント

- 園に対して自己中心的かつ理不尽な要求やクレームをしてくる保護者
 - 対応に心理的・時間的負担を要し、他の保護者へも悪影響を及ぼす

近年の特徴的な危機管理

1 モンスターペアレント

●モンスターペアレントの特徴

- 自分の子供のことしか考えない
- 子供同士のトラブルや怪我に過剰に介入
- 自分の思い通りにならないと気が済まない
- 小さなミスに揚げ足取りする
- 話している間に論点がずれる
- 感情の起伏が激しい
- 弱い立場の人に強い態度をとる

近年の特徴的な危機管理

1 モンスターペアレント

●モンスターペアレントへの対応

- ・内容（クレームの日付・場所・時間も含む）を記録しておく。理不尽な要求には録音する旨をことわることも抑止力になる
- ・複数人で対応する。相手への抑止力や証人になる。

近年の特徴的な危機管理

1 モンスターペアレント

●モンスターペアレントへの対応

- ・誠心誠意対応しているという姿勢を見せる。話の途中で遮ったり反論したりしない。
- ・非があるところは認めるが、謝罪の範囲は限定する（全てのクレームを認めるわけではない）。

近年の特徴的な危機管理

1 モンスターペアレント

●モンスターペアレントへの対応

- ・園として対応できることとできないことを明確化する
- ・保育士一人で悩まずに周囲に相談する

近年の特徴的な危機管理

2 SNSと危機管理

- 職場の情報を投稿しない
子供だけでなく、施設や近隣の写真も
→ 複数の投稿を繋ぎ合わせて特定の恐れ
 - 信頼を落とす投稿をしない
プライベートであってもお酒やタバコ、交際
関係などで評判を落とす恐れ
- ※ むやみに個人が特定される情報を投稿しない、
投稿する場合は公開範囲を限定したりブロック
したりすること

近年の特徴的な危機管理

2 SNSと危機管理

- 保護者とSNSで友達にならない
仕事とプライベートが曖昧になる、保護者
同士のいざこざ等に巻き込まれる恐れ
- 保護者によるSNSでの写真等の投稿にも
注意（プライバシーや肖像権）



ご清聴ありがとうございました。